様式第１号（第３条関係）

審 査 基 準 整 理 票

処　　分　　名	緑地協定の廃止の認可		
根 拠 法 令 名	都市緑地法		(条項)第５２条第１項
基 準 法 令 名	都市緑地法		(条項)第５２条第１項
所　管　部　署	都市計画部　公園緑地課　建設係		
標 準 処 理 期 間	３０日	法 定 処 理 期 間	一日

【審査基準】　・文書の名称【　　】

・掲載図書等【　　】

・内　　容　　□全部記載　　☑一部・項目のみ記載

緑地協定区域内の土地所有者等（当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。）の過半数の合意があることを基準とする。

参考

【根拠法令等】
○都市緑地法
（緑地協定の廃止）
第五十二条　緑地協定区域内の土地所有者等（当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。）は、第四十五条第四項又は第四十八条第一項の認可を受けた緑地協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。
２　市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。